

提出書類作成要領及び様式集(Excel)(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年7月7日)										改訂(令和7年9月22日)										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																															
様式Ⅲ-4	<table><tr><th colspan="2">要求水準書</th><th colspan="2">提案書該当箇所</th><th colspan="2">添付資料</th><th>事業者確認欄</th><th>市町確認欄</th></tr><tr><th>章節番号</th><th>頁</th><th>章節番号</th><th>頁</th><th>資料名</th><th>頁</th><th></th><th></th></tr><tr><td>第1章 本要求水準書の位置付け</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第2章 事業内容</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.1. 事業名称</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.3. 施設の管理者の名称</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.4. 本事業の目的</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.5. 事業概要</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.6. 対象施設・設備及び対象業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.7. 施設の立地条件</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.8. 事業方式</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.9. 事業期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.10. 遵守すべき関係法令等</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.11. 健康診断</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第3章 事業の考え方</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>										要求水準書		提案書該当箇所		添付資料		事業者確認欄	市町確認欄	章節番号	頁	章節番号	頁	資料名	頁			第1章 本要求水準書の位置付け			-	-	-	-	-	-	第2章 事業内容			-	-	-	-	-	-	2.1. 事業名称			-	-	-	-	-	-	2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類			-	-	-	-	-	-	2.3. 施設の管理者の名称			-	-	-	-	-	-	2.4. 本事業の目的																		2.5. 事業概要			-	-	-	-	-	-	2.6. 対象施設・設備及び対象業務			-	-	-	-	-	-	2.7. 施設の立地条件			-	-	-	-	-	-	2.8. 事業方式			-	-	-	-	-	-	2.9. 事業期間									2.10. 遵守すべき関係法令等			-	-	-	-	-	-	2.11. 健康診断			-	-	-	-	-	-	第3章 事業の考え方			-	-	-	-	-	-	<table><tr><th colspan="2">要求水準書</th><th colspan="2">提案書該当箇所</th><th colspan="2">添付資料</th><th>事業者確認欄</th><th>市町確認欄</th></tr><tr><th>章節番号</th><th>頁</th><th>章節番号</th><th>頁</th><th>資料名</th><th>頁</th><th></th><th></th></tr><tr><td>第1章 本要求水準書の位置付け</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第2章 事業内容</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.1. 事業名称</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.3. 施設の管理者の名称</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.4. 本事業の目的</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.5. 事業概要</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.6. 対象施設・設備及び対象業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.7. 施設の立地条件</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.8. 事業方式</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.9. 事業期間</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.10. 遵守すべき関係法令等</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2.11. 健康診断</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第3章 事業の考え方</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>										要求水準書		提案書該当箇所		添付資料		事業者確認欄	市町確認欄	章節番号	頁	章節番号	頁	資料名	頁			第1章 本要求水準書の位置付け			-	-	-	-	-	第2章 事業内容			-	-	-	-	-	2.1. 事業名称			-	-	-	-	-	2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類			-	-	-	-	-	2.3. 施設の管理者の名称			-	-	-	-	-	2.4. 本事業の目的																2.5. 事業概要			-	-	-	-	-	2.6. 対象施設・設備及び対象業務			-	-	-	-	-	2.7. 施設の立地条件			-	-	-	-	-	2.8. 事業方式			-	-	-	-	-	2.9. 事業期間								2.10. 遵守すべき関係法令等			-	-	-	-	-	2.11. 健康診断			-	-	-	-	-	第3章 事業の考え方			-	-	-	-	-	文言の修正
	要求水準書		提案書該当箇所		添付資料		事業者確認欄	市町確認欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
章節番号	頁	章節番号	頁	資料名	頁																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1章 本要求水準書の位置付け			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第2章 事業内容			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.1. 事業名称			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.3. 施設の管理者の名称			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.4. 本事業の目的																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2.5. 事業概要			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.6. 対象施設・設備及び対象業務			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.7. 施設の立地条件			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.8. 事業方式			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.9. 事業期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2.10. 遵守すべき関係法令等			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
2.11. 健康診断			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
第3章 事業の考え方			-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
要求水準書		提案書該当箇所		添付資料		事業者確認欄	市町確認欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
章節番号	頁	章節番号	頁	資料名	頁																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1章 本要求水準書の位置付け			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第2章 事業内容			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.1. 事業名称			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.2. 事業の対象となる公共施設等の種類			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.3. 施設の管理者の名称			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.4. 本事業の目的																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2.5. 事業概要			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.6. 対象施設・設備及び対象業務			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.7. 施設の立地条件			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.8. 事業方式			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.9. 事業期間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
2.10. 遵守すべき関係法令等			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
2.11. 健康診断			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第3章 事業の考え方			-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
様式Ⅲ-4	<table><tr><td></td><td></td><td>事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項</td><td></td><td>① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）</td><td></td><td>① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.2. 説明会等実施支援業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第8章 設計業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>												事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。								(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項		① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。	※4	-	-	-						② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。	※4	-	-	-						③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。	※4	-	-	-				(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）		① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。										② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。										③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。								5.2. 説明会等実施支援業務			-	-	-	-	-	-	-	第8章 設計業務			-	-	-	-	-	-	-	<table><tr><td></td><td></td><td>事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項</td><td></td><td>① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。</td><td>※4</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）</td><td></td><td>① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。ただし、敷地内に埋設物の影響が及ぼされる場合や埋没品が可能なものについては、本市が認める範囲において、埋没物の処理及び対策に関する法令・準則の上、再利用または放棄することを確認する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5.2. 説明会等実施支援業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>第8章 設計業務</td><td></td><td></td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>												事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。								(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項		① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。	※4	-	-	-						② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。	※4	-	-	-						③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。	※4	-	-	-				(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）		① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。 ただし、敷地内に埋設物の影響が及ぼされる場合や埋没品が可能なものについては、本市が認める範囲において、埋没物の処理及び対策に関する法令・準則の上、再利用または放棄することを確認する。										② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。 対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。										③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。 対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。								5.2. 説明会等実施支援業務			-	-	-	-	-	-	-	第8章 設計業務			-	-	-	-	-	-	-	文言の追加 文言の削除																																																																																																											
			事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項		① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）		① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5.2. 説明会等実施支援業務			-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第8章 設計業務			-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		事業開始前に事業者提案処理フローによる認可申請を行うが、認可取得手続きにおいて水処理性に関する実証実験が必要な場合は、認可取得に必要な実験及びとりまとめ等を実施することとなっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 各種調査業務の実施にあたっての留意事項		① 地下埋設物調査については現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行っているか。必要に応じて、埋設位置確認を行うため試験を行っているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		② 測量、地質調査及び試掘調査等の追加調査は事業者の責任で行う。なお、ボーリング調査は必要な箇所数を行い、工学的基盤面を3 m以上確認しているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		③ 貸出する既存図面は必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際はこの点に留意しているか。	※4	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 埋設構造物撤去及び造成（土砂災害対策工事、浸水対策工事を含む）		① 本施設建設用地は、長崎市下水処理施設の跡地であり、別紙4に示す通り、地下に埋設物が残存している。本事業において、埋設構造物の撤去を行うことを基本としているか。 ただし、敷地内に埋設物の影響が及ぼされる場合や埋没品が可能なものについては、本市が認める範囲において、埋没物の処理及び対策に関する法令・準則の上、再利用または放棄することを確認する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 別紙4に示すとおり、本施設建設用地の一部が土砂災害警戒区域に指定されていることから、本事業において、土砂災害対策の工事を行っているか。 対策方法については事業者の提案とするが、土砂災害が発生した場合であっても新浄水場の構造物への影響を最小限とし、かつ運転が継続できるような対策方法となっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		③ 本施設建設用地は、別紙4に示す浸水深が想定されていることから、本事業において浸水対策工事を行っているか。 対策方法については事業者の提案とするが、別紙4に示す水位まで浸水した場合においても、浄水場内が浸水することがないように対策をとっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
5.2. 説明会等実施支援業務			-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第8章 設計業務			-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
様式Ⅲ-4	<table><tr><td></td><td></td><td>⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6.2.3. 浄水施設設計</td><td>(1) 取水井設計</td><td>① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとし、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2) 前処理施設設計（機械）</td><td>① 前処理施設の容量、構造、仕様については、事業者提案となっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けているか。										⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。										⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。										⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。										⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。								6.2.3. 浄水施設設計	(1) 取水井設計	① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとし、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。										② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。									(2) 前処理施設設計（機械）	① 前処理施設の容量、構造、仕様については、事業者提案となっているか。										② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。										③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。								<table><tr><td></td><td></td><td>⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、同様の防水性及び防食性を満たすものであればその限りではないものとする。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けていないか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 施設内の水槽は、越流管及び排水に必要な設備を設けること。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6.2.3. 浄水施設設計</td><td>(1) 取水井設計</td><td>① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとする。し、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(2) 前処理施設設計（機械）</td><td>① 前処理施設の容量・構造・仕様については、事業者提案となっているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>												⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、 同様の防水性及び防食性を満たすものであればその限りではないものとする。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けていないか。										⑥ 施設内の水槽は、越流管及び排水に必要な設備を設けること。										⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。										⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。										⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。										⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。								6.2.3. 浄水施設設計	(1) 取水井設計	① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとする。 し、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。										② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。									(2) 前処理施設設計（機械）	① 前処理施設の容量・構造・仕様については、 事業者提案となっているか。										② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。										③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。 なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。 ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。								文言の削除 文言の修正 項目の追加 附番の修正																																																																													
			⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6.2.3. 浄水施設設計	(1) 取水井設計	① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとし、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	(2) 前処理施設設計（機械）	① 前処理施設の容量、構造、仕様については、事業者提案となっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 施設内の水槽は、内面に防水塗装を行うものとなっているか。なお、 同様の防水性及び防食性を満たすものであればその限りではないものとする。なお、越流管及び排水に必要な設備を設けていないか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 施設内の水槽は、越流管及び排水に必要な設備を設けること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 復旧電気設備等は、原則として屋内に収納し、将来の更新に配慮されているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市地球温暖化対策実行計画（令和4年3月改訂）及び重点アクションプログラム、第4次長崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（2023年10月）を理解し、省エネ型機器や太陽光発電等の発電設備の導入、位置エネルギーを有効活用した導送水・水処理方法等、エネルギー消費の改善や創エネ対策として、新技術や新しい整備手法等の積極的な導入について提案されているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市第3次環境基本計画を理解し、市民が快適に暮らせる生活環境の確保に配慮しているか。また地球環境の保全に努めているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		⑥ 長崎市景観計画（令和4年4月変更）を理解し、周辺の景観に配慮しているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6.2.3. 浄水施設設計	(1) 取水井設計	① 浄水施設への適切な流量・減圧を調整ができるような設備を設けているか。なお、キャピテーション検討を行い、キャピテーション対策を行っているか。導水圧力について、蓄剰ダムから新浄水場は別紙15を参照することとする。 し、新導水ポンプ場（浦上）から新浄水場については、導水施設計画の検討中のため、詳細設計において、長崎水害緊急ダム建設事業と調整を回っているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 新導水施設（浦上ダム及びR湧水）導水管、及び蓄剰ダム導水管には、それぞれ流量測定できる設備を本敷地内に設けているか。なお、導水を停止することなく流量計の維持管理が可能であるようにしているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	(2) 前処理施設設計（機械）	① 前処理施設の容量・構造・仕様については、 事業者提案となっているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		② 処理に必要な原水水質及び処理水質を監視できる施設としているか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		③ 屋外の水面開口部には覆蓋を設置しているか。 なお、覆蓋の種類は事業者提案となっているか。 ただし透光ネットのような仮設的に設置するものを除く。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

ページ	現行(令和7年7月7日)							改訂(令和7年9月22日)							備考
様式Ⅲ-4			㊦ 構造・基礎形式については、事業者提案とするが、耐震性及び耐久性に考慮しているか。					㊦ 構造・基礎形式については、 事業者提案とするが 、耐震性及び耐久性に考慮しているか。							文言の削除
			㊧ 脱ろ過槽及び管理槽へは太陽光発電設備を想定した積載荷重を考慮しているか。					㊧ 脱ろ過槽及び管理槽へは太陽光発電設備を想定した積載荷重を考慮しているか。							
			㊨ 脱ろ過槽及び管理槽へは留留室を設け設備の維持管理に配慮しているか。					㊨ 脱ろ過槽及び管理槽へは留留室を設け設備の維持管理に配慮しているか。							
様式Ⅲ-4			㊩ 浄水場見学者の見学ルートは事業者提案とするが、浄水処理工程が見学できるようにし、浄水つろー、設備図面等の施設見学の説明パネルを処理工程ごとに設けているか。					㊩ 浄水場見学者の見学ルートは事業者提案とするが、浄水処理工程が見学できるようにし、浄水つろー、設備図面等の施設見学の説明パネルを処理工程ごとに設けているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加
		(2) 管理棟設計													
		1) 部屋諸元	要求室は、以下のとおりとなっている。ただし、縦横系及び電気系の諸室については、設置する設備や機能面により計画するものとし、必ずしも室の設置を求めるものではないが、同等性能以上を求める。なお、各諸室の付属品については表18のとおりとし、仕備は同等品以上とすることを求める。					要求室は、以下のとおりとなっている。ただし、縦横系及び電気系の諸室については、設置する設備や機能面により計画するものとし、必ずしも室の設置を求めるものではないが、同等性能以上を求める。なお、各諸室の付属品については表18のとおりとし、仕備は同等品以上とすることを求める。							
様式Ⅲ-4		2) 留意事項	㊰ 見学者のバリアフリーを考慮し設計しているか。					㊰ 見学者のバリアフリーを考慮し設計しているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加
			㊱ 監視室、会議室、便所等は1階に納めることが難しい場合は、エレベーター設置も可とする。					監視室、会議室、便所等は1階に納めることが難しい場合は、エレベーター設置も可とする。							
		(3) 脱ろ過槽、脱水機棟設計	㊲ 脱ろ過槽、脱水機棟の設計については、事業者提案とするが、周辺環境等に配慮し、雨・風等への対策を十分に考慮しているか。					㊲ 脱ろ過槽、脱水機棟の設計については、 事業者提案とするが 、周辺環境等に配慮し、雨・風等への対策を十分に考慮しているか。							
様式Ⅲ-4			㊳ 将来の設備更新を考慮した計画となっているか。					㊳ 将来の設備更新を考慮した計画となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊴ 見学者動線としてバリアフリーを考慮しているか。					㊴ 見学者動線としてバリアフリーを考慮しているか。 (脱水機棟を除く。)							
	6.2.9. 場内配管設計		㊵ 場内配管は、水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定しているか。					㊵ 場内配管は、水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定しているか。 ただし、新清水池は市街の水通システムにおける急所施設として位置づけられる予定であるため、水通用水ボリエレメン管の採用は認めない。							
様式Ⅲ-4			㊶ 流量計、緊急遮断弁を設ける場合には必要に応じてバイパス管等を設けているか。また、流量計及び緊急遮断弁は取り外しが容易である構造となっているか。					㊶ 流量計、緊急遮断弁を設ける場合には必要に応じてバイパス管等を設けているか。また、流量計及び緊急遮断弁は取り外しが容易である構造となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊷ 管種ガムからの漏水については、小水力発電設備を設置できるようにスペース及びバイパス管を設けているか。なお、小水力発電設備の仕備については別表16（p17、18）を参照すること。					㊷ 管食防止対策を施しているか。							
								㊸ 流量計、緊急遮断弁を設ける場合には必要に応じてバイパス管等を設けているか。また、流量計及び緊急遮断弁は取り外しが容易である構造となっているか。							
様式Ⅲ-4			㊸ 緊急遮断弁は工事期間中においても作動可能な適切な場所に設置しているか。					㊸ 緊急遮断弁は工事期間中においても作動可能な適切な場所に設置しているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊹ 流量計及び緊急遮断弁は、弁室内に設置し、維持管理性を考慮したスペースを設けているか。					㊹ 流量計及び緊急遮断弁は、弁室内に設置し、維持管理性を考慮したスペースを設けているか。							
			㊺ 基礎形式は、事業者の提案とするが、地盤の性状、残置物、支持層、基礎層を考慮した最適な工法を検討し、設計しているか。					㊺ 基礎形式は、 事業者の提案とするが 、地盤の性状、残置物、支持層、基礎層を考慮した最適な工法を検討し、設計しているか。							
様式Ⅲ-4			㊻ 弁室や建屋について、管路やバルブの更新及び修繕を踏まえたスペースを確保する設計を行っているか。					㊻ 配水池内外面の劣化に留意した構造となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊼ 施工中の排水については、周辺環境を考慮した計画となっているか。					㊼ 水槽は、内面防水塗装を行うものとなっているか。なお、同等の防水性及び防食性を満たすものであればその限りではないものとする。							
	(2) 場内配管及び弁類		㊽ 場内配管は、水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定しているか。					㊽ 配水池に保護レベル以上の荷重計を設置するしているか。							
様式Ⅲ-4		(3) 場内整備	㊾ 施設の配置や動線に留意し、門扉、フェンスを含む場内整備を設計しているか。					㊾ 弁室や建屋について、管路やバルブの更新及び修繕を踏まえたスペースを確保する設計を行っているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊿ 配水池、管路の修繕に重機が走行できる通路を確保しているか。					㊿ 雨水の排水施設について設計を行っているか。							
			㊿ 既存の溝上配水池へ重機が走行できる通路を確保しているか。					㊿ 配水池内（水中）における管路については、腐食劣化に留意した管種を採用しているか。							
様式Ⅲ-4		(4) 仮設、造成、法面保護、伐採	㊿ 別紙10-11に示す配産予定地について、施設設置の実現性やコスト縮減等を考慮し、造成計画について提案を行っているか。※水通用地については本市の許可を受ければ使用可能					㊿ 施工中の排水については、周辺環境を考慮した計画となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
								㊿ 外堀りもしくは折り返し形式の外堀段を自配水池に設置されているか。							
								㊿ 場内配管は、水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定しているか。 ただし、新溝上配水池は市街の水通システムにおける急所施設として位置づけられる予定であるため、水通用水ボリエレメン管の採用は認めない。							
様式Ⅲ-4		(5) 取付道路	㊿ 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる4.0 mの幅員を確保しているか。なお、取付道路には湯水管口径900 mm、送水管口径400 mm（新浄水場系）等の埋設可能な計画となっているか。					㊿ 取付道路は、工事車両の通行に支障がないこととし、配管が布設できる4.0 mの幅員を確保しているか。なお、取付道路には湯水管口径900 mm、送水管口径400 mm（新浄水場系）等の埋設可能な計画となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
		(6) 緊急遮断弁及び制御盤	㊿ 緊急遮断設備は配水池1池を対象に設置しているか。					㊿ 緊急遮断設備は、地震等の災害や事故により、配水流量の異常流量を検知し、自動的に緊急遮断弁を起動させ、配水池からの配水が遮断できる設備となっているか。							
		(7) 電動水位調整弁	㊿ 新溝上配水池及び手堀浄水場系の小江原配水池からの流入を調整する設備となっているか。					㊿ 緊急遮断設備は配水池1池を対象に設置しているか。							
様式Ⅲ-4			㊿ 開度発信機を取り付け、設定した開度になるよう自動制御を行っているか。					㊿ 新溝上配水池及び手堀浄水場系の小江原配水池からの流入を調整する設備となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊿ 前段には減圧弁を設け、キャピテーション検知により仕様、台数、設置位置を設定しているか。なお、小江原配水池はH.W.L. + 205.00 m、L.W.L. + 197.00 mである。					㊿ 開度発信機を取り付け、設定した開度になるよう自動制御を行っているか。							
			㊿ 電気計装設備設計 (2) 受変電設備と同様となっているか。					㊿ 前段には減圧弁を設け、キャピテーション検知により仕様、台数、設置位置を設定しているか。なお、小江原配水池はH.W.L. + 205.00 m、L.W.L. + 197.00 mである。							
様式Ⅲ-4		(8) 受変電設備	6.2.7 電気計装設備設計 (2) 受変電設備と同様となっているか。					6.2.7 電気計装設備設計 (2) 受変電設備と同様となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
		(9) 動力設備	6.2.7 電気計装設備設計 (4) 動力設備と同様となっているか。					㊿ 受変電設備は、電気室内に設置しているか。							
								㊿ 設備内に電気使用量の把握できるようになっているか。							
様式Ⅲ-4								㊿ 監視制御装置用電源として、無停電電源装置を設けているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
								㊿ 遮断部の操作用電源として、直流電源装置を設けているか。							
								㊿ 受電点において、力率95 %以上を確保するとともに、自動力率調整機能を設けているか。							
様式Ⅲ-4								6.2.7 電気計装設備設計 (4) 動力設備と同様となっているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
様式Ⅲ-4		(11) 遠方監視	㊿ 遠方監視制御設備について、新設または既存設備の改造により整備しているか。新設する場合にはデジタル専用回線を使用したVPNを構築しているか。					㊿ 遠方監視制御設備について、新設または既存設備の改造により整備しているか。新設する場合にはデジタル専用回線を使用したVPNを構築しているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
			㊿ 遠方監視制御設備を新設する場合は、将来施設の更新や設備追加等に対応できる構成となっているか。					㊿ 遠方監視制御設備を新設する場合は、将来施設の更新や設備追加等に対応できる構成となっているか。							
			㊿ 遠方監視装置についてはキュービクルに収納し、電気室もしくは屋外に設置しているか。					㊿ 遠方監視装置については 低圧室内 に収納し、電気室もしくは屋外に設置しているか。							
様式Ⅲ-4		(12) 無停電電源装置	・施設内の制御電源（交流及び直流）のうち、重要な電源については専用の無停電電源装置や直流電源装置から供給を行っているか。30分以上の備蓄能力を有しているか。					・施設内の制御電源（交流及び直流）のうち、重要な電源については専用の無停電電源装置や直流電源装置から供給を行っているか。30分以上の備蓄能力を有しているか。							文言の追加 文言の削除 項目の追加 附番の修正
	6.3.4. 新女の都ポンプ場設計		表21に示す整備概要が満足されているか。					表21に示す整備概要が満足されているか。							

ページ	現行(令和7年7月7日)										改訂(令和7年9月22日)										備考
様式Ⅲ-4	6.3.4. 新女の都ポンプ場設計										6.3.4. 新女の都ポンプ場設計										項目の追加
	(3) ポンプ室		表211に示す整備概要が満足されているか。								(3) ポンプ室		表211に示す整備概要が満足されているか。								
	(4) 電気室		室面開は、配置する機軸寸法及び維持管理スペース等を考慮して決定しているか。								(4) 電気室		室面開は、配置する機軸寸法及び維持管理スペース等を考慮して決定しているか。								
	(5) 増圧ポンプ設備及び配管弁類		② ポンプの形式は機軸片吸込多段渦巻ポンプとし、台数お台設置し、内1台を予備機としているか。								(5) 増圧ポンプ設備及び配管弁類		② ポンプの形式は機軸片吸込多段渦巻ポンプとし、台数お台設置し、内1台を予備機としているか。								
			③ 水壁検計を行い、必要に応じて対策しているか。										③ 水壁検計を行い、必要に応じて対策しているか。								
	6.3.5. 大手配水池、女の都配水池、赤泊高部配水池、道ノ尾配水池、高田越減圧槽設計										6.3.5. 大手配水池、女の都配水池、赤泊高部配水池、道ノ尾配水池、高田越減圧槽設計										
	6.3.6. 新導水ポンプ場（長与町）設計										6.3.6. 新導水ポンプ場（長与町）設計										
	表238に示す整備概要が満足されているか。										表238に示す整備概要が満足されているか。										

ページ	現行(令和7年7月7日)										改訂(令和7年9月22日)										備考
様式Ⅲ-4	(6) ポンプ設備及び機械配管弁類		① 第5配水池 (H.W.L.≒+141.0 m) 、及び、 第3配水池 (H.W.L.≒+79.0 m) 、北陽台水配水池 (H.W.L.≒+102.3 m) に逆水な設備であるか。														文言の追加 項目の追加				
			② ポンプ形式は吸い上げ式片吸込各相消毒ポンプとし、 台数3台設置し、 内1台を予備機となっているか。 なおポンプの吐出量は1.91 m ³ /min/台となっているか。																		
			③ 水撃検計を行い、 必要に応じて対策しているか。																		
			④ 漏洩汚泥引き抜きポンプ設備を更新しているか。 なお、 電動機出力は既設と同様を原則とするが、 天日乾燥床までの池周に支障のない容量を確保しているか。 また出力の変更を伴う場合は必要な電気設備の改造を行うことになっているか。																		
	(8) 非常用自家発電設備		① 非常用自家発電設備は、 新設する非常用自家発電機棟に設置しているか。																		
			② 計画降水量を確保できる電力供給が可能な容量としているか。																		
	6.3.8. まなび野低部配水池設計		(2) 場内整備	① 施設の配置や動線に留意し、 必要となる場内整備を設計しているか。																	
様式Ⅲ-4	(6)既設配水池場内配管及び弁室		② 既設管路接続部には必要な流量調整設備等を新設する弁室内に設置しているか。													文言の修正					
			③ 弁室は、 弁室内に設置する流量調整設備等を維持管理可能な大きさとしているか。																		
			(7)新涌上配水池連絡道路	① 新涌上配水池及び新女の都ポンプ場への連絡道路を新設しているか。 連絡道路は、 工事車両及び配管が布設できる4.0 mの幅員を確保しているか。 湧水管口径800 mm、 逆水管口径400 mm (小江原配水池系) 、 配水管口径700 mm、 逆水管口径200 mm(女の都配水池系)を埋設可能か。																	
			(8) 湧ノ尾配水池及び南田越減圧槽	新浄水場から同一の逆水ポンプで逆水を行うため、 各配水池の流入部に流入制御用設備を整備しているか。																	
	6.4.3. その他提出書類について			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	第7章 建設業務			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	7.1.1. 本業務の内容			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
様式Ⅲ-4	8.2. 運転管理業務			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	文言の修正					
	8.2.1. 運転管理業務		① 運転管理員として必要な能力、 資質及び経験を有する者を配置しているか。																		
			② 社員教育及び研修により、 本業務に従事する社員の意識、 知識及び技術の向上を図り、 質を確保しているか。																		
			③ 運転管理マニュアルを作成し、 本市町の承認を得るものとしているか。																		
			④ 運転管理員が変更となった場合でも対応可能なように配慮しているか。	※4	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
			⑤ 本業務の実施に伴って発生する事故、 労働災害等を未然に防止し、 運転管理業務を安全に遂行するための安全衛生管理に係る基準、 安全衛生管理に関する組織体制等について 具体的に記載するものとしているか。	※4	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	8.2.3. 水質管理業務		(3) 本業務にあたっての留意事項	① 水質検査計画及び水安全計画 本市町が定める水質検査計画及び水安全計画に基づき業務を実施するものとしているか。 また、 原水水質の実化に対応するための浄水処理工程における水質管理を徹底することとし、 必要に応じたジャーテストの実施等、 最適な薬品注入量を決定し、 安定した水質を確保するものとしているか。																	
		② 水質異常時の対応 水質測定時に異常が認められた場合は、 直ちに適切な処置を講じるとともに、 本市町に報告するものとしているか。																			
8.2.4. 薬品洗浄業務			事業前は、 湧ろ通設備が通常運転の範囲において、 継続使用またはその他の要因により、 計画されたろ過能力に支障を来す前に、 設備の薬品洗浄を行い、 湧ろ通設備の能力を確保するものとしているか。 なお、 薬品洗浄はオンサイト洗浄であるか。																		
		① 薬品洗浄頻度、 使用する薬品について提案しているか。																			
		② 薬品洗浄廃液は産業廃棄物として適切な処理を行う予定か。 薬品洗浄後のすすぎ水の処理について提案しているか。																			

ページ	現行(令和7年7月7日)											改訂(令和7年9月22日)											備考								
様式Ⅳ-15-1	建設費	第2浄水場 (下記を除く施設)	土木工事										0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備を除く施設)	土木工事											0	表の修正				
			建築工事													0	建築工事											0			
			機械設備工事													0	機械設備工事											0			
			電気設備工事													0	電気設備工事											0			
			第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)	土木工事												0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)	土木工事	削除										0		
				建築工事														0	建築工事	削除										0	
				機械設備工事														0	機械設備工事	削除										0	
			電気設備工事													0	電気設備工事												0		
			北陽台配水池、第3配水池、 第5配水池	土木工事												0	北陽台配水池、第3配水池、 第5配水池	土木工事												0	
				建築工事												0		建築工事												0	
				機械設備工事												0		機械設備工事												0	
			電気設備工事													0	電気設備工事												0		
		東高田2号配水池、南陽台配高部水池、 まなび野高部配水池	土木工事											0	東高田2号配水池、南陽台配高部水池、 まなび野高部配水池	土木工事												0			
			建築工事											0		建築工事												0			
			機械設備工事											0		機械設備工事												0			
電気設備工事												0	電気設備工事											0							
場外管路				0		0		0		0		0		場外管路等 ^{※6}				0		0		0		0		0					
共同整備分①		土木工事											0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)		土木工事										0					
長崎市単独整備分①		土木工事											0			建築工事										0					
様式Ⅴ-2	建設費	第2浄水場 (下記を除く施設)	土木工事										0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備を除く施設)	土木工事											0	表の修正				
			建築工事													0	建築工事											0			
			機械設備工事													0	機械設備工事											0			
			電気設備工事													0	電気設備工事											0			
			第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)	土木工事												0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)	土木工事	削除										0		
				建築工事														0	建築工事	削除										0	
				機械設備工事														0	機械設備工事	削除										0	
			電気設備工事													0	電気設備工事												0		
			北陽台配水池、第3配水池、 第5配水池	土木工事												0	北陽台配水池、第3配水池、 第5配水池	土木工事												0	
				建築工事												0		建築工事												0	
				機械設備工事												0		機械設備工事												0	
			電気設備工事													0	電気設備工事												0		
		東高田2号配水池、南陽台配高部水池、 まなび野高部配水池	土木工事											0	東高田2号配水池、南陽台配高部水池、 まなび野高部配水池	土木工事												0			
			建築工事											0		建築工事												0			
			機械設備工事											0		機械設備工事												0			
電気設備工事												0	電気設備工事											0							
場外管路				0		0		0		0		0		場外管路等 ^{※7}				0		0		0		0		0					
共同整備分①		土木工事											0	第2浄水場 (非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)		土木工事										0					
長崎市単独整備分①		土木工事											0			建築工事										0					
様式Ⅳ-15-1	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正						
	※2	各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。ただし、場外管路については可能な範囲で数量を示すこと。											※2	各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。 ただし、場外管路については可能な範囲で数量を示すこと。																	
	※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																	
	※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																	
	※5	他の様式との整合に留意すること。											※5	他の様式との整合に留意すること。																	
																											受付グループ名:				
	様式Ⅴ-2	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正					
		※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
		※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
		※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
		※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
		※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
		様式Ⅳ-15-1	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
			※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。															
※3			上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
※4			提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
※5			様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
※6			入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
様式Ⅴ-2			※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
	※2		各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
	※3		上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
	※4		提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
	※5		様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
	※6		入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
	様式Ⅳ-15-1		※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
		※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
		※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
		※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
		※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
		※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
		様式Ⅴ-2	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
※2			各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
※3			上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
※4			提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
※5			様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
※6			入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
様式Ⅳ-15-1			※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
	※2		各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
	※3		上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
	※4		提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
	※5		様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
	※6		入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
	様式Ⅴ-2		※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
		※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
		※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
		※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
		※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
		※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
		様式Ⅳ-15-1	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
※2			各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
※3			上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
※4			提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
※5			様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
※6			入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
様式Ⅴ-2			※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
	※2		各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
	※3		上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
	※4		提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
	※5		様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
	※6		入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
	様式Ⅳ-15-1		※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
		※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
		※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
		※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
		※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
		※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
		様式Ⅴ-2	※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
※2			各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
※3			上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。																
※4			提案単価は円未満は切捨てで記入すること。											※4	提案単価は円未満は切捨てで記入すること。																
※5			様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。											※5	様式Ⅳ-15、様式Ⅴ-1、様式Ⅴ-4との整合に留意すること。																
※6			入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。											※6	入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。																
																												受付グループ名:			
様式Ⅳ-15-1			※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											※1	各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。											注釈の修正				
	※2		各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。											※2	各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。																
	※3		上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。											※3	上表には消費税及び地方																

提出書類作成要領及び様式集(Word)(新旧対照表)

ページ	現行(令和7年7月7日)	改訂(令和7年9月22日)	備考
104ページ (様式Ⅳ-15-1)	様式Ⅳ-15-1. 設計及び建設工事業務に係る対価 内訳書 設計及び建設工事業務に係る対価 内訳書 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 提案書類作成要領及び様式集(Excel 版) 様式Ⅳ-15-1に記入すること。 記入上の留意点 ※1 各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。 ※2 各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。ただし、場外管路については可能な範囲で数量を示すこと。 ※3 上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。 ※4 提案単価は円未満は切捨てで記入すること。 ※5 他の様式との整合に留意すること。	様式Ⅳ-15-1. 設計及び建設工事業務に係る対価 内訳書 設計及び建設工事業務に係る対価 内訳書 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 提案書類作成要領及び様式集(Excel 版) 様式Ⅳ-15-1に記入すること。 記入上の留意点 ※1 各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。 ※2 各項目の明細を示す内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。 ※3 上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。 ※4 提案単価は円未満は切捨てで記入すること。 ※5 他の様式との整合に留意すること。 ※6 場外管路等(第2 浄水場(非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)～長与町単独整備分⑥)については、項目を場外管路等一式とすることも可とする。	注釈の追加 注釈の修正

ページ	現行(令和7年7月7日)	改訂(令和7年9月22日)	備考
113ページ (様式V-2)	様式V-2. 入札価格参考資料(設計及び建設工事業務に係る対価) 入札価格参考資料 (設計及び建設工事業務に係る対価) 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 提案書類作成要領及び様式集(Excel 版) 様式V-2 に記入すること。 記入上の留意点 ※1 各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。 ※2 各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。 ※3 上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。 ※4 提案単価は円未満は切捨てで記入すること。 ※5 様式IV-15、様式V-1、様式V-4との整合に留意すること。 ※6 入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。	様式V-2. 入札価格参考資料(設計及び建設工事業務に係る対価) 入札価格参考資料 (設計及び建設工事業務に係る対価) 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 提案書類作成要領及び様式集(Excel 版) 様式V-2 に記入すること。 記入上の留意点 ※1 各項目の例示を踏まえて積算すること。また、提案内容により、適宜費目を訂正・追加の上、記入すること。 ※2 各項目の内訳書の様式は任意とする。可能な範囲で具体的に内容を記入すること。 ※3 上表には消費税及び地方消費税は、含まない金額を記載すること。なお、物価上昇分は、考慮しないこと。 ※4 提案単価は円未満は切捨てで記入すること。 ※5 様式IV-15、様式V-1、様式V-4との整合に留意すること。 ※6 入札書の提出と同時に、別途封印して提出すること。 ※7 場外管路等(第2 浄水場(非常用自家発電機棟・非常用自家発電設備)～長与町単独整備分③)については、項目を場外管路等一式とすることも可とする。	注釈の追加